

国有林野産物公売公告（1）

下記によって、国有林（分収造林）立木を一般競争入札によって売払いますから、買受希望の方は現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件ならびに入札者注意書を承知のうえ入札してください。

記

- 1 入札場所 佐賀森林管理署 入札室
- 2 入札日時 平成24年 6月19日（火） 10時00分
- 3 開札日時 平成24年 6月19日（火） 入札締切後速やかに
- 4 郵便入札の場合にあっては当署に平成24年 6月18日（月）17時までに到達するよう送付してください。
- 5 時刻は当署の時計によります。
- 6 売払物件所在地及び物件明細は別紙明細書のとおり。

条 件

項 目	立 木	
入 札 ・ 契 約 保 証 金	免 除	
契 約 締 結 期 限	平 成 2 4 年 6 月 2 6 日 （ 火 ）	
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）	- %以上	
延 納 条 件	延 納 の で き る 対 象	国の分収金のみとする
	延納ができる金額（1件の契約金額消費税相当額を加算した金額）	150万円以上
	延 納 期 間 （ 限 ）	6ヶ月以内ただし、1,000 m ³ 以上は10ヶ月以内
	延 納 利 率	年 1.30%
物 件 の 引 渡 期 限 （代金納付又は担保提供の日から）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。	
物 件 の 搬 出 期 間 （引渡しを完了した日から起算して）	3ヶ年以内	
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり	

平成24年 5月17日

〒840-0814
佐賀県佐賀市成章町2-11

佐賀森林管理署
TEL 0952-26-1111

国有林野産物公売公告 (2)

- 1 入札参加者の資格
(1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書 (林産物売払)」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
(2) 予算決算及び会計令第70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。
(3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。
- 2 入札方法
(1) 入札は一口毎に総額をもって入札してください。
(2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入してください。
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
(3) 郵便入札
郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中」と朱書き、書留郵便又は配達証明郵便をもって差出ししてください。
(4) 電信入札
電信入札はできません。
(5) 入札の無効
(1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札
(2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
(3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらからもないとき。
(4) 郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかつたとき。
(5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。
- 6 契約の成立
(1) 落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。
(2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額および契約金額とします。
(3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。
- 7 違約金の徴収
(1) 落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額 (消費税相当額を加算した金額) の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前(1)、(2)号の違約金を森林管理署長の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限
(1) 代金は契約締結の日から15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。

(2) 担保提供期限は契約締結の日から15日以内とします。
9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認めます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認められます。
ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 担保

(7) 国債 (ハ) 地方債 (ウ) 金融債 (長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券) (エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行もしくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会 (以下「金融機関」と総称する。) の支払保証に係る手形 (オ) 金融機関に対する定期預金債権

10 その他

- (1) 入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参してください。
- (2) 入札者が代理人の場合は委任状を提出してください。

平成24年 5月17日

佐賀市成章町2番11号

佐賀森林管理署

電話 (代表) 0952-26-1111

分任契約担当官

佐賀森林管理署長

大倉孝行

入札者注意書(1)

1 入札方法

- (1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4 入札の無効

- (1) 公売公告(2)-1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

5 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額は、はつきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押し下さい。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6 無効の申出

- (1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

7 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽選により落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽せんします。

8 入札の中止等

森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めるときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

入札者注意書（２）

- 1 当入札物件は、分収造林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件の搬出支障木等（当署長が指定）が発生した場合は、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
- 3 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者（以下「分収権者」という。）に分収金として払い込んでください。
分収権者の分収金は次の計算要領により算出します。
売払代金額×８０／１００＝分収権者の分収金（１号物件：１１９ぬ林小班）
売払代金額×７０／１００＝分収権者の分収金（２号物件：１０６４ほ林小班）
売払代金額×７０／１００＝分収権者の分収金（３号物件：１０７１は外２林小班）
- 4 代金の支払方法
（１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。
（２）分収権者に支払う代金は、分収権者から納入の依頼がありますので、それに従って納入してください。
なお、納入に係る費用は買受人が負担してください。
- 5 買受代金を延納することができる場合
（１）国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
（２）分収権者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約にいたらず、又は契約を解除した場合の違約金等については国と分収権者が分収します。

特 約 事 項

- 1 買受人は、本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 保安林等の法的制限地域においては、分収木の買受人（以下「買受人」という。）において必要な手続きを行うこと。
- 3 買受人は、分収木の買受代金を次により、支払い又は供託すること。
(1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書によって納付すること。
- 4 売払代金にかかる延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収権者に支払うこと。
- 5 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 6 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書を森林管理署長へ提示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 7 プロセッサ機械等の重機を当該物件の搬出に使用する場合には、林産物契約約款 31 条を遵守するとともに、跡地の整理については森林管理署長等の指示するところにより行うこと。

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

売払 番号	国有林名 林小班	伐採種 皆伐	林種 スギ ヒノキ	面積 (ha)	林齢	一般材		低質材		計		摘 要
						本数	材積	本数	材積	本数	材積	
1	滝山		スギ	9.91	42	13,844	7,210.84	1,818	448.22	15,662	7,659.06	公売 分収造林 ◎ 搬出期限 36 ヶ月 ◎ 現地案内 昨年の現地案内を実施した箇所のため、現地案内は省略します。な お、案内を希望される方は、個別に案内いたしますので、お手数ですが 佐賀森林管理署まで連絡をお願いいたします。
	119ぬ		ヒノキ			152	27.92	159	17.12	311	45.04	
	計					13,996	7,238.76	1,977	465.34	15,973	7,704.10	
2	合計			9.91		13,996	7,238.76	1,977	465.34	15,973	7,704.10	◎ その他 当該地は、保安林のため保安林協議が必要となります。
	本城	皆伐	スギ	7.82	53	6,949	3,380.23	1,636	525.59	8,285	3,905.82	
	1064ほ		ヒノキ			957	367.12	265	76.85	1,222	443.97	
	計					7,606	3,747.35	1,901	602.44	9,507	4,349.79	
3	合計			7.82		7,606	3,747.35	1,901	602.44	9,507	4,349.79	公売 分収造林 ◎ 搬出期限 36 ヶ月 ◎ 現地案内 昨年の現地案内を実施した箇所のため、現地案内は省略します。な お、案内を希望される方は、個別に案内いたしますので、お手数ですが 佐賀森林管理署まで連絡をお願いいたします。
	本城	皆伐	スギ	4.03	58	2,670	1,711.70	1,134	406.25	3,804	2,117.95	
	1071は					2,670	1,711.70	1,134	406.25	3,804	2,117.95	
	計					1,556	1,213.31	314	144.86	1,870	1,358.17	
						1,556	1,213.31	314	144.86	1,870	1,358.17	
本城	皆伐	スギ	0.37	49	299	186.35	240	100.76	539	287.11	◎ その他 当該地は、保安林のため保安林協議が必要となります。	
1071に					299	186.35	240	100.76	539	287.11		
計					4,525	3,111.36	1,688	651.87	6,213	3,763.23		
合計				6.62		4,525	3,111.36	1,688	651.87	6,213	3,763.23	

※ 物件明細書等の詳細については、佐賀森林管理署庶務係(TEL 0952-26-1111)へお問い合わせ下さい。